

独立行政法人国立病院機構釜石病院における 自動販売機の設置・運営者の入札公告

令和4年4月1日からの当院における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を一般競争入札に付することとしますので、希望する者は次のとおり入札書を提出願います。

令和4年3月8日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構釜石病院長 土 肥 守

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構釜石病院における自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

本契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 入札方法

第一交渉権者の決定については、入札書に記載された金額（年額）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

3. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第5条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約事務取扱細則第6条の規程に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約事務取扱細則第4条の規程に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

(5) その他、下記事項に該当する者であること。

- ① 法人等を設立してから5年以上経過しており、自動販売機の運営について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

4. 手続等

(1) 担当部署

〒026-0053

岩手県釜石市定内町四丁目7番1号

独立行政法人国立病院機構釜石病院 業務班長 後藤 紀幸

電話 0193-23-0712

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和4年3月8日(火)から令和4年3月24日(木)まで(土、日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで)(1)の担当部署にて交付する。

(3) 開札の日時場所

令和4年3月25日(金) 9時30分

岩手県釜石市定内町四丁目7番1号

独立行政法人国立病院機構釜石病院会議室

5. その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は入札書は無効

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための窓口 上記「4.(1)」に同じ

(6) 詳細は、入札説明書による